

## 鴨川条例規制条項の施行状況について

平成20年5月30日

### 1 監視・指導の状況

◆ 規制条項に係る監視、指導状況 (件)

	指 導 状 況						
	バーベキュー			バイク 乗 入	花火	放置自転車	
	禁止区域		禁 止			移動 台数	返還 台数
	出町	終野	区域外				
4月5日(土) ～5月25日(日)	5	29	79	238	2	237	57

- ◎ 禁止区域内のバーベキューについては、多くの人に周知されているが、今後利用が増える夏季を控えており、監視・指導とともに引き続き啓発が必要
- ◎ 放置自転車の移動については、毎月1～2回程度実施

### 2 啓発活動

引き続きチラシ配布や広報媒体を利用した広報活動を行い、鴨川条例の趣旨・内容について、啓発を行うこととしている。

【これまでの啓発】

街頭啓発、啓発パレード、新聞広告、府広報（「旬感☆きょうと府」、「月イチ☆きょうと府」、「α-station」、「府民だより」）、ポスター・ちらし配布

### 3 参 考

◆ 鴨川の利用状況 (平成20年4月26日(土)) (人)

	計	ジョギング 散歩等	スポーツ	休憩 (ベンチ)	シート テーブル	その他 (音楽等)
賀茂大橋上流	1383	834	89	261	78	121
賀茂大橋 ～五条大橋	1706	950	203	325	164	64
五条大橋 ～桂川合流	375	292	40	13	19	11
合 計	3464	2076	332	599	261	196